



みよし剛史



塩沢みつえ

3か月で利用200件以上

補聴器の購入助成が好評

助成2万5千円 全ての申請に対応

65歳以上の高齢者を対象とする補聴器購入費助成制度が昨年10月から始まっていますが、利用が多く好評であることが判りました。

制度開始以降、12月までに計214人に対して助成金の支給が決定しています。

身体障がい者手帳の交付対象とならない方で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認められた場合に申請することができ、これまでですべての申請が認められています。

音や人の話し声が聞こえづらくなると、「家族間で会話の行き違いがあつて辛い」「孤独感や将来の不安感が大きい」など、人との会話

が難しいと感じる方も、補聴器の購入費を助成します



65歳以上の高齢者対象

補聴器の購入費を助成します

最近聞こえにくくなっていませんか？



〇助成対象者（次の要件を全て満たす人）

- ・福山市に住民登録のある65歳以上の人
- ・耳鼻咽喉科（補聴器相談医）から補聴器の必要性を認められた人
- ・聴覚障がいに関する身体障がい者手帳の交付対象とならない人

や、お近くの補聴器販売店へご相談ください。

（084-928-1064）

今年度は340人分の予算を計上しており、引き続き申請は可能です。

聞きこえに不安を感じている方は福山市高齢者支援課

や社会参加の大きな障壁となります。しかし、聞こえにくさに補聴器で早期に対応することで、生活の質を維持し、社会交流の促進を図ることができます。

住民税非課税世帯等の給付金 続く高騰、支援の継続を 新たな支援金 補正予算で可決

新たな支援金 補正予算で可決

12月議会の補正予算で、物価高騰に対応する低所得世帯への1世帯当たり3万円の給付金の支給が盛り込まれ、可決されました。

対象は世帯全員の今年度の住民税が「非課税」または「均等割のみ課税」の世帯です。また、そのうち子育て世帯については、18歳未満の児童1人当たり2万円の給付金が加算されて支給されます。

1月下旬通知送付 支給は2月中旬

過去の低所得世帯への支援金を受け取った世帯で、今回も対象となる世帯には、1月下旬以降に「お知らせハガキ」が送付され、2月中旬頃に支給される予定です。

市外から転入された方や、

今回新たに支援金の対象となった方については、「確認書」が送付され、支援金の振込先等を記入して返送すれば支給されます。期限は4月30日までです。

新生児も一部対象 追加申請が必要

また、昨年12月14日～今年7月31日までに出生した児童も対象とされており、出生以降に追加申請することと受け取ることができません。この場合の期限は8月13日までです。

問い合わせは、福山市給付金コールセンター：05-02030-5859まで。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
御自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）に御連絡ください。

福山市議会が意見書を採択

核禁条約会議へ参加を

昨年12月18日、福山市議会は本会議において、「核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を政府に求める意見書」を全会一致で採択しました。意見書案は公明党が提出しました。

しかし、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に批准しないばかりか、過去2回の締約国会議にも参加していないことは問題です。

意見書では、ロシアがウクライナ侵攻において国際法で禁じられている核兵器による威嚇行為に及び、かつてなく核使用の危険が迫っている下で、核兵器禁止条約の重要性を指摘しています。

日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことは、改めて核兵器を巡る日本の動向が世界から注目されることとなっています。

日本政府が核廃絶への具体的な行動に踏み出すことが求められています。

核兵器禁止条約第3回締約国会議へのオブザーバー参加を 日本政府に求める意見書

ウクライナに軍事侵襲したロシアが核兵器の使用をちらつかせるなどの威嚇を行い、人類は、かつてないほどの核の脅威にさらされている。こうした中、核廃絶を求める世界の声は高まりを見せており、核兵器の開発や保有、使用などを禁止する核兵器禁止条約の締約国は、発効から3年が経過し73か国に達した。日本はこの条約に対し批准をしていないが、「核廃絶の出口に当たる重要な条約である」と高く評価している。未批准国もオブザーバーとして参加する権利があり、一昨年6月に開かれた核兵器禁止条約の初めての締約国会議には、NATO加盟国であるノルウェー、ドイツなどがオブザーバーとして参加し、昨年11月に開かれた第2回の締約国会議には35か国がオブザーバー参加するなど、国際的な広がりを見せている。本年のノーベル平和賞は、被爆以来長年、核廃絶を訴えてきた日本被団協が受賞することとなった。この核廃絶への歩みをさらに進めるべきである。唯一の戦争被爆国であり、核保有国と非保有国との橋渡しを目指す日本が、多くの非保有国で構成される締約国会議にオブザーバー参加することにより、非保有国と意思疎通を図り、そのメッセージを核保有国に伝える重要な役割を果たすことができる。また、締約国の中には、カザフスタンのように過去に核実験が行われた国もあり、こうした国の被爆者への医療支援などに、日本の様々な知見や経験を役立てることもできる。よって、政府におかれては、核兵器をめぐる情勢が混沌の模様を呈する今こそ、核廃絶の議論を前に進めるため、来年3月に予定されている次回の締約国会議にオブザーバー参加するよう強く要望する。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2024年（令和6年）12月18日

福山市議会